

e-マーケットプレイス《ネクスプレイス》

役務の提供 取扱規約

施行日：2026年3月1日 | Ver.1.4.2（出店者要件・起算日・購入上限・完了報告関連修正版）

本規約は、ネクスピュア株式会社が運営するe-マーケットプレイス《ネクスプレイス》において、出店者が提供する役務提供チケットの出品・販売・予約・履行・完了報告・精算に関する取扱いを定めるものです。

- 作成主体：ネクスピュア株式会社
- 対象：役務提供チケットを出品する出店者
- 位置付け：基本規約、概要書面、契約書面、別紙料金表、個別規約と一体として適用

目次

- 前文
- 第1条（適用関係および優先関係）
- 第2条（定義）
- 第3条（出品要件および事前手続）
- 第3条の2（取扱対象業種および審査区分）
- 第4条（役務提供チケットの商品化義務および金品性の排除）
- 第5条（重要事項の表示義務）
- 第6条（有効期限、予約および返金・期限延長）
- 第7条（キャパシティ管理、販売上限および購入制限）
- 第8条（掲載禁止となる役務・チケット）
- 第9条（禁止行為）
- 第10条（価格設定、BP設定および広告表示）
- 第11条（契約主体、収納代行および精算業務）
- 第12条（役務提供責任）
- 第12条の2（宿泊を伴う役務提供の特則）
- 第13条（役務提供完了報告、証跡保存および個人情報管理）
- 第14条（調査、掲載停止、精算留保および相殺調整）
- 第15条（事故、苦情、紛争対応および損害賠償）
- 第16条（反社会的勢力の排除）
- 第17条（規約の変更）
- 第18条（準拠法および合意管轄）
- 付則
- 別紙1：出店料金表
- 別紙2：役務提供チケット掲載時の必須表示テンプレート
- 別紙3：役務提供チケット導入対象業種・取扱方針

前文

本規約は、ネクスピュア株式会社（以下「当社」といいます。）が運営するe-マーケットプレイス《ネクस्पレイス》（以下「当社サイト」といいます。）において、出店者（以下「乙」といいます。）が提供する役務提供チケットの出品、販売、予約受付、役務提供、完了報告、精算その他の取扱いについて、基本となる「e-マーケットプレイス《ネクस्पレイス》利用出店規約」（以下「基本規約」といいます。）の特則を定めるものです。

本規約は、生産者、施術者、専門的サービス提供者等を応援するという当社サイトの理念を踏まえつつ、特定商取引に関する法律、景品表示法、資金決済に関する法律、消費者契約法、個人情報保護法その他関連法令を遵守し、架空取引、資金移動目的の取引、不当な勧誘、過大広告、購入者との紛争を防止することを目的とします。

当社は、当社サイトの運営者として、乙と購入者との間に成立する役務提供契約に関する収納代行、精算、掲載管理および運営管理上必要な措置を行います。ただし、当社が別途明示して契約当事者となる場合を除き、役務提供契約の当事者は乙と購入者であり、当社は当該役務提供契約の提供主体とはなりません。

第1条（適用関係および優先関係）

本規約は、基本規約の一部を構成する個別規約です。乙は、本規約に加え、当社が別途交付または提示する概要書面、契約書面、別紙料金表、個別規約、ガイドラインその他当社が定める規定が、本規約と一体として適用されることに同意するものとします。

役務提供チケットの取扱いに関し、本規約と基本規約の定めに矛盾または抵触がある場合は、特定商取引法その他強行法規に反しない限度で、本規約が優先して適用されます。

概要書面、契約書面、別紙料金表その他当社所定書面との間に齟齬がある場合は、特定商取引法その他法令に反しない限度で、個別規約または当該取引に直接関係する書面の定めが優先します。ただし、出店者に重大な不利益を与える変更または特定負担に関する事項については、法令上必要な説明、交付、同意その他の手続を要するものとします。

本規約に定めのない事項については、基本規約、概要書面、契約書面、別紙料金表、当社ガイドラインおよび関連法令が適用されます。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の意味は、次の各号に定めるとおりとします。

1. 「役務提供チケット」とは、乙が提供する特定の役務を受ける権利を表章する証票、電子データ、予約権その他これに準じるものをいいます。ただし、金額のみを表示する金券、商品券、ポイント、電子マネー、代替通貨その他換金性または汎用決済性を有するものを含まません。
2. 「役務」とは、飲食提供、施術、体験、講座、相談、作業代行その他乙が購入者に対して実際に提供するサービスをいいます。
3. 「購入者」とは、当社サイトを通じて役務提供チケットを購入した会員または顧客をいいます。

4. 「注文日」とは、購入者が当社サイト上で注文手続を完了し、決済が確定した日をいいます。
5. 「役務提供完了」とは、乙が本チケット記載の役務を購入者に提供し、かつ当社所定の方法により完了報告または消込処理を行った状態をいいます。
6. 「BP（ビジネスポイント）」とは、当社の会員組織における所定の計算基準に基づき算定される管理上の基礎数値をいいます。BPは金銭、電子マネー、前払式支払手段または換金可能な権利ではありません。
7. 「チケット送信日」とは、当社所定の方法により役務提供チケット（証票、電子データまたは予約情報）が購入者へ送信された日をいいます。

役務提供チケットは、具体的に特定された役務提供契約上の権利として取り扱うものであり、資金決済に関する法律上の前払式支払手段として発行または販売することを目的とするものではありません。乙は、役務提供チケットを金銭的価値の蓄積、送金、換金、譲渡、代替通貨その他これらに類する目的で利用してはなりません。

第3条（出品要件および事前手続）

乙は、役務提供チケットを出品するにあたり、当社所定の審査を受け、当社の承認を得なければなりません。当社は、法令遵守、消費者保護、役務提供能力、資格・許認可、営業実態、当社ブランド維持その他合理的観点から審査を行います。

乙は、当社サイトにおいて役務提供チケットを出品する出店者として、適格請求書発行事業者の登録を受けていなければなりません。乙は、当社に対し適格請求書発行事業者登録番号を届け出るものとし、登録が取り消された場合または効力を失った場合は、速やかに当社へ通知しなければなりません。

乙は、当社が求める場合、次の資料を提出しなければなりません。

1. 役務提供場所の外観、内観、施術室、設備、営業許可証の掲示状況その他実在確認ができる写真または資料
2. 国家資格、民間資格、許認可、届出、修了証、業務経歴書、保険加入証明その他役務提供能力を示す資料
3. 本人確認資料、法人確認資料、振込先口座情報、適格請求書発行事業者登録番号その他当社が必要と判断する資料
4. 役務内容、提供条件、予約方法、キャンセル条件、安全管理体制、苦情対応窓口を示す資料
5. 別紙3の審査区分に応じたチェックリスト、宿泊・施術・体験等の個別業法への適合資料、利用実績、予約率、利用率、失効率および履行確認体制を示す資料

施術、医業類似行為、相談、講座、飲食提供その他法令上資格、許認可、届出または表示義務が問題となり得る役務については、乙は自己の責任において必要な資格、許認可、届出、表示、広告規制への適合を確認し、当社から要求があった場合、速やかに根拠資料を提示できる状態を維持しなければなりません。

乙は、原則として当社が指定する出店研修会を受講するものとします。当該研修会は、商品掲載、役務掲載、システム利用方法、法令遵守、購入者対応その他当社サイトの適正運営に関する研修であり、連鎖販売取引上の勧誘活動を目的とするものではありません。

乙は、当社からの重要連絡を受信できるメールアドレス、電話番号その他連絡手段を常に有効な状態に保つものとし、当社から登録連絡先に連絡した時点から3営業日以内に合理的応答がない場合、当社は掲載停止、販売停止、精算留保その他必要な措置を講じることができます。

第3条の2（取扱対象業種および審査区分）

当社は、役務提供チケットの取扱対象となる業種について、別紙3に定める「比較的導入しやすい業種」「条件付きで導入可能と考えられる業種」「慎重な検討を要する業種」「当面对象外とする業種」の区分に基づき、個別審査を行うものとし、

前項の区分は、役務提供の実体、実需性、履行確認の容易性、個別業法への適合性、BP取得が主目的と評価されるおそれの有無、購入者保護および当社サイトの信用維持を総合的に考慮して判断します。

別紙3において「比較的導入しやすい業種」とされた場合であっても、当社の承認なく掲載できるものではなく、役務内容、提供場所、提供主体、予約方法、価格、BP、履行確認方法その他必要事項について当社の事前審査を受けなければなりません。

別紙3において「条件付きで導入可能と考えられる業種」または「慎重な検討を要する業種」とされた役務については、単発提供であること、回数券方式または継続契約方式を採用しないこと、医療行為または治療行為と誤認させる表示を行わないこと、資格・許認可・届出・広告規制への適合を確認できることを掲載条件とします。

別紙3において「当面对象外」とされた役務、または当社が法令上・運用上のリスクが高いと判断した役務について、乙は役務提供チケットとして掲載、販売または予約受付を行ってはなりません。

当社は、法令改正、行政指導、弁護士意見、苦情発生状況、利用実績、利用率、失効率、履行確認状況その他合理的事実に基づき、別紙3の区分を変更し、または特定の役務について掲載停止、販売停止、追加資料の提出、販売上限の変更その他必要な措置を講じることができます。

第4条（役務提供チケットの商品化義務および金品性の排除）

乙は、役務提供チケットを販売する場合、必ず具体的な役務内容、提供場所、所要時間、提供者、利用条件を特定し、購入者が何を受けられるのか明確に理解できる商品名および説明を設定しなければなりません。

乙は、金額のみを表示したチケット、金券、商品券、利用券、ポイント券その他金品または代替通貨の性質を有するものを出品してはなりません。

- 掲載可能例：お試し整体コース60分、ネクスピュア定食1名様分、親子体験講座90分、撮影ライトプラン1回分
- 掲載不可例：5,000円分チケット、施術金券、食事券、商品券、〇〇円分利用券、自由に使えるポイント券

乙は、役務提供チケットについて、現金化、返金保証、第三者への転売、譲渡、換金、他サービスへの振替、他社ポイントへの交換その他金銭的価値の移転を想起させる表示または運用を行ってはなりません。

本条に違反する疑いがある場合、当社は事前通知なく掲載停止、販売停止、審査差戻し、精算留保その他購入者保護および法令遵守上必要な措置を講じることができます。

第5条（重要事項の表示義務）

乙は、役務提供チケットを掲載するにあたり、購入者との紛争を予防するため、少なくとも次の事項を商品説明欄その他購入者が注文前に確認できる場所へ明瞭に表示しなければなりません。

1. 役務の具体的内容、所要時間、提供場所、提供主体、担当者の資格または経歴を表示する場合はその根拠
2. 予約方法、利用方法、当日の流れ、持ち物、受付時間、遅刻時の取扱い、予約変更の可否
3. 有効期限がチケット送信日から1ヶ月であること、および期限経過後は原則として利用できないこと
4. 購入者都合によるキャンセル、返金、期限経過後の救済は原則として行わないこと
5. 予約枠不足、臨時休業、連絡不通、不当な予約拒否その他乙の責めに帰すべき事由により利用できない場合は、期限延長、日程変更、返金その他必要な対応の対象となること
6. 追加料金が発生する場合は、その内容、金額、発生条件および任意性
7. 身体に接触する役務、飲食を伴う役務、未成年者が利用する役務その他安全配慮が必要な役務については、利用制限、禁忌事項、アレルギー、注意事項、緊急時対応
8. 飲食物を含む場合は、食品表示法その他関連法令に基づき必要となる名称、原材料名、アレルギー、内容量、賞味期限または消費期限、保存方法、製造者または販売者等の表示事項
9. 宿泊を伴う場合は、宿泊施設名、所在地、利用条件、予約・日程調整の担当者、変更・返金対応の窓口、購入者が乙と直接調整すること、および当社が宿泊施設の手配、旅行契約または宿泊契約の締結、媒介、代理または取次を行わないこと
10. 整体、リラクゼーション、単発エステ、パーソナルトレーニング、ヨガ、鍼灸、柔道整復その他身体に接触し、または健康・美容に関連する役務については、医療行為・治療行為と誤認されない表現、資格・許認可・届出の有無、保険診療との関係、自費提供であること、安全上の注意事項および禁忌事項

乙は、表示内容と実際の役務内容、予約条件、提供場所、提供者、追加料金、利用期限その他重要事項を一致させなければなりません。変更がある場合は、当社の承認を得たうえで、変更後に成立する新規取引にのみ適用されるものとし、既に成立済みの取引には購入者の不利益となる変更を適用してはなりません。

第6条（有効期限、予約および返金・期限延長）

役務提供チケットの有効期限は、原則としてチケット送信日から起算して1ヶ月とします。乙は、当社の事前承認なく、これより長い有効期限を設定してはなりません。

購入者が有効期限内に予約または利用を行わなかった場合、当該チケットは失効し、乙の役務提供義務は消滅します。購入者自身の利用忘れ、日程未調整、連絡遅延その他購入者都合による期限超過は、原則として返金、期限延長または代替提供の対象となりません。

前項にかかわらず、乙の予約枠不足、臨時休業、連絡不通、不当な予約拒否、掲載内容と実際の提供条件の相違その他乙の責めに帰すべき事由により購入者が有効期限内に利用できなかった場合、乙は、期限延長、日程変更、代替提供、返金その他合理的な対応を行わなければなりません。

不可抗力、システム障害、天災、交通障害、急病その他当事者の責めに帰しがたい事情により利用できなかった場合、乙は、購入者との協議により、日程変更その他合理的な対応に努めるものとします。

役務提供契約に基づく役務が提供されなかった場合、契約が解除された場合、または返金事由が発生した場合における返金義務は、原則として契約当事者である乙が負うものとします。当社は、購入者に対し返金を保証するものではなく、当社が故意または重過失により損害を生じさせた場合を除き、乙の返金義務を当然に引き受けるものではありません。

乙の責めに帰すべき事由により返金事由が生じ、かつ乙が返金を行わない場合、当社は、自らの裁量により、当社が乙に対して支払うべき未払精算金または将来発生する精算金の範囲内で、乙に代わり購入者へ返金処理または精算調整を行うことができます。

当社が前項に基づき返金処理または精算調整を行った場合であっても、当社が負担する金額は、当社が保有または管理する当該乙の未払精算金の範囲を上限とします。ただし、当社の故意または重過失による責任を免除するものではありません。

第7条（キャパシティ管理、販売上限および購入制限）

当社は、乙の役務提供能力、設備、人員、予約枠、過去の履行状況、苦情発生状況その他合理的事情を踏まえ、役務提供チケットの販売上限数を設定することができます。乙は、当社が設定した販売上限数を超えて販売してはなりません。

個人経営または小規模事業者が提供する役務については、月間50枚を一応の目安とし、実際の上限数は当社の審査により個別に定めます。

架空取引、BP不正取得、過剰購入その他不正利用を防止するため、同一購入者による同一店舗の役務提供チケット購入数は、原則として月間3枚または当社が別途指定する枚数を上限とします。

当社は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、決済情報、IPアドレス、配送先、利用履歴その他合理的資料に基づき、同一または実質的に同一の購入者と判断することができます。

乙が予約枠または提供能力を超えて販売した場合、当社は、販売停止、掲載停止、販売上限数の引下げ、精算留保、返金原資の確保その他必要な措置を講じることができます。

当社は、役務提供チケットの販売開始後も、利用実績、利用率、失効率、予約成立率、完了報告率、返金率、苦情発生状況その他履行確認に必要な指標を確認し、実需性が乏しい、役務履行を客観的に確認できない、またはBP取得が主目的であると疑われる場合には、販売上限数の引下げ、掲載停止、販売停止、精算留保その他必要な措置を講じることができます。

第8条（掲載禁止となる役務・チケット）

乙は、基本規約に定める掲載禁止商品等に加え、次の役務、チケットまたは取引を掲載してはなりません。当社は、これらに該当し、または該当する合理的疑いがある場合、掲載停止、販売停止、契約解除その他必要な措置を講じることができます。

1. 寄付、募金、支援金、投げ銭、実質的な無償行為その他具体的な対価役務を伴わずBPその他当社サービス上の便益を発生させることを目的とするもの
2. 金券、商品券、〇円分利用券、ポイント券、回数券、複数回利用券、通い放題チケット、一定期間内に反復継続して利用できる利用権その他役務内容・利用回数・履行時期が具体的に特定されていないもの、または換金性・汎用決済性を有するもの
3. 弁護士、司法書士、税理士、行政書士、社会保険労務士その他士業が提供する役務のうち、法令、職務規程、報酬分配規制、非弁提携規制その他に抵触し、または抵触するおそれがあるもの
4. 医師、歯科医師、医療機関、クリニックその他医療提供主体が提供する医療行為、診療、治療、検査、処方、自由診療、自由診療の紹介・送客、医療脱毛、アートメイク、美容医療、保険診療その他医療法・医師法・薬機法等の規制対象となるもの
5. 国家資格その他法令上必要な資格を有しない者が提供するあん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復、その他医業類似行為に該当し、または該当するおそれがあるもの
6. 特定商取引法上の特定継続的役務提供に該当し、または該当するおそれがある長期エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室、美容医療その他これらに類するもの、または長期継続契約型サービス、回数券型サービス、通い放題サービスその他当社が特定継続的役務提供該当リスクがあると判断するもの
7. 金融商品、投資助言、暗号資産、資金移動、貸付、保険、古物、酒類、医薬品、医療機器、その他許認可または厳格な広告規制を要するもののうち、当社が取扱い不適切と判断するもの
8. 他社ネットワークビジネス、MLM、代理店組織、投資案件、宗教活動、政治活動その他当社サービス外への勧誘を主目的とするもの
9. 予約枠、提供場所、人員、在庫または設備の裏付けがなく、継続的かつ合理的期間内に安定して提供できないもの
10. 利用期限をチケット送信日から1ヶ月より長く設定するもの、または期限・返金条件を不明確にしたもの
11. 役務提供の実態がなく、BPその他当社サービス上の便益または売上実績を作出する目的の架空取引、循環取引、名義貸し、自己購入その他不正取引に該当するもの
12. 法令、公序良俗、消費者保護、当社サイトの信用維持その他合理的観点から当社が不適切と判断するもの
13. 別紙3において「当面对象外」と区分された役務、または当社が個別業法、利用実態、履行確認体制、BP取得目的性その他合理的観点から取扱いを不適切と判断したもの

第9条（禁止行為）

乙は、役務提供チケットの掲載、販売、予約受付、役務提供、購入者対応その他当社サイトの利用に関し、次の行為を行ってはなりません。

1. 虚偽、誇大、根拠不明、優良誤認または有利誤認を生じさせる表示を行うこと
2. 当社の承認を得ずに役務内容、提供条件、価格、BP、追加料金、有効期限、キャンセル条件を変更すること
3. 購入者に対し、当社サイト外の直接取引、中抜き取引、外部決済、現金支払、銀行振込、外部ECサイトでの購入を勧誘または誘導すること。ただし、当社が承認した役務提供上必要な予約調整または連絡を除きます。
4. 購入者に対し、当社の事前承諾なく、他社ネットワークビジネス、投資案件、暗号資産、代理店事業、宗教活動、政治活動その他当社サービス外の取引または活動へ勧誘・誘導すること
5. 予約を不当に拒否し、または追加料金の支払、別商品の購入、別サービスの契約を事実上強要すること
6. 購入者情報を本サービスの目的外に利用し、第三者へ提供し、または営業、勧誘、名簿化その他不適切な目的で利用すること
7. 当社サイトまたは本サービスの運営を妨害する行為、虚偽情報の流布、誹謗中傷、当社または第三者の信用を毀損する行為。ただし、乙が合理的根拠に基づき当社へ問い合わせ、説明請求または改善要請を行うことを妨げるものではありません。
8. 薬機法、特定商取引法、景品表示法、医療法、食品表示法、個人情報保護法、資金決済法、消費者契約法その他関連法令を遵守しない行為
9. 本規約に基づく出店契約と、当社の会員組織に関する会員契約を混同し、または両契約上の権利義務を混同させる行為
10. 市場相場、商品価値、仕入価格、通常販売価格、提供内容その他合理的事情に照らし、著しく不合理な高額価格または低額価格を設定する行為
11. 宿泊を伴う役務に関し、当社が宿泊施設を推薦し、宿泊プランを作成し、宿泊条件もしくは宿泊価格を実質的に決定し、日程調整・予約管理を代行し、または旅行契約もしくは宿泊契約の締結、媒介、代理もしくは取次を行う主体であるかのような表示、説明または運用をすること

禁止行為が確認され、またはその合理的疑いがある場合、当社は乙に対し是正を求めることができます。ただし、購入者保護、法令遵守、信用毀損防止、証拠保全その他緊急の必要がある場合、当社は事前通知なく掲載停止、販売停止、取下げ、精算留保その他必要な措置を講じることができます。

第10条（価格設定、BP設定および広告表示）

乙は、販売価格、下代、BPその他取引条件を設定するにあたり、役務内容、市場相場、提供時間、原価、専門性、購入者利益、法令遵守、当社運営方針その他合理的観点を踏まえ、適切に設定しなければなりません。

乙は、価格、BP、広告表示および販売導線の設計において、役務提供の実需性を前提としなければならず、BP取得その他当社サービス上の便益獲得のみを目的とする購入を誘引し、または役務内容よりもBP取得を主たる訴求とする表示を行ってはなりません。

当社は、上代、下代およびBPの整合性を保つため、当社所定の計算ロジックに基づき数値を算出または審査することができます。当該計算ロジックには、システム維持費その他当社所定要素が含まれます。具体的な計算式、係数その他営業上重要な情報については非公開とします。

当社は、売上、利益、会員獲得数、リピート購入、予約数、広告効果その他経済的成果を保証するものではありません。

乙は、通常価格、定価、割引率、期間限定、限定数、人気、実績、口コミ、ビフォーアフターその他広告表示を行う場合、客観的根拠を保持し、当社から要求があった場合、速やかに提示しなければなりません。根拠のない二重価格表示、過大な割引表示、効果効能保証、医療的効果の示唆その他景品表示法、薬機法、医療法等に抵触する表示を行ってはなりません。

当社は、広告表示、ランディングページ、SNS投稿、バナー、画像その他掲載素材について、法令遵守、消費者保護、当社ブランド維持その他合理的観点から、修正、差替え、削除、掲載停止を求めることができます。

第11条（契約主体、収納代行および精算業務）

当社サイトにおいて、購入者が乙の役務提供チケットを注文し決済が確定した時点で、乙と購入者との間に役務提供契約が成立します。当社は、当該役務提供契約の当事者とはならず、乙から委託を受けて代金の収納代行および精算業務を行うものとします。

乙は、役務提供契約に基づく役務の提供、予約管理、購入者対応、返金対応、安全管理、苦情対応、法令遵守について、販売責任者および役務提供主体として責任を負います。

当社は、収納代行および精算業務を行うにあたり、未報告、未提供、返金請求、チャージバック、詐欺取引、架空取引、法令違反、購入者苦情その他合理的理由がある場合、精算金の支払いを留保し、または必要な調整を行うことができます。

当社は、合理的理由に基づき精算留保を行う場合、その理由を乙へ通知するものとします。乙が不備を是正した場合、当社は合理的期間内に精算を行います。

役務提供完了後に、返品、キャンセル、契約解除、クーリングオフ、チャージバック、不正取引、誤計上その他売上取消または減額調整を要する事由が発生した場合、当社は、将来支払う精算金、未払精算金その他当社が管理する金額から控除または相殺調整を行うことができます。

第12条（役務提供責任）

1. 役務提供チケットに係る役務提供契約は、乙と購入者との間で成立するものとします。
2. 乙は、自己の責任において役務提供を行い、役務内容、安全管理、予約対応、返金対応、法令遵守その他役務提供に関する一切の責任を負うものとします。

3. 当社は、役務提供の当事者または役務提供主体となるものではなく、役務内容、安全性、履行結果その他について保証を行うものではありません。

4. 当社は、購入者保護および本サービス適正運営のため必要措置を講じることができますが、乙に対する未払精算金その他当社管理金員の範囲を超えて返金義務その他補償責任を負うものではありません。ただし、当社の故意または重過失による責任を免除または制限するものではありません。

第12条の2（宿泊を伴う役務提供の特則）

宿泊を伴う役務提供については、乙が自己の責任と費用負担において、宿泊施設との調整、予約管理、利用条件の説明、日程確定、変更対応、返金対応その他役務提供に必要な対応を行うものとします。

当社は、宿泊施設の選定、推薦、宿泊プランの作成、宿泊条件の統制、宿泊価格の実質的決定、日程調整または予約管理の代行を行いません。

当社は、宿泊施設の手配、旅行契約または宿泊契約の締結、媒介、代理または取次を行うものではなく、乙と購入者との間の役務提供契約、または乙、購入者および宿泊施設との間で成立する契約の当事者とはなりません。

購入者は、宿泊日程、利用人数、宿泊条件、変更、キャンセル、返金その他宿泊を伴う役務提供に必要な事項について、乙と直接調整するものとします。乙は、商品説明、予約案内、確認メールその他購入者向け表示において、当社が宿泊手配主体ではないことを明瞭に表示しなければなりません。

乙が第三者の宿泊施設を利用する場合、乙は自己の責任において、旅行業法、旅館業法、住宅宿泊事業法その他関連法令への適合、必要な登録・許認可・届出の有無、宿泊施設との契約関係および購入者への表示内容を確認し、当社から要求があった場合、速やかに根拠資料を提出しなければなりません。

当社は、乙による役務提供完了の確認後、乙に対する精算処理を行うものとします。ただし、当社が旅行または宿泊の手配主体と誤認されるおそれがある表示または運用が確認された場合、当社は掲載停止、販売停止、審査差し、精算留保その他必要な措置を講じることができます。

第13条（役務提供完了報告、証跡保存および個人情報管理）

乙は、役務提供が完了した場合、当社所定の方法により速やかに役務提供完了報告または消込処理を行わなければなりません。

乙は、役務提供の証跡として、購入者による利用確認署名、電子確認、予約記録、施術記録、提供記録、領収記録その他客観的に役務提供完了を確認できる資料を、役務提供完了日から少なくとも1年間保存しなければなりません。ただし、法令上より長い保存期間が定められている場合は、当該期間に従うものとします。

身体に接触する役務、健康・美容に関係する役務、飲食を伴う役務、未成年者が利用する役務その他安全配慮が必要な役務については、乙は事故防止、安全説明、同意取得、緊急時対応、衛生管理その他合理的な安全配慮措置を講じなければなりません。

乙は、個人情報保護法その他関連法令を遵守し、購入者情報を本サービスの履行および購入者対応に必要な範囲でのみ利用するものとし、目的外利用、第三者提供、外部勧誘、名簿化、無断保管を行ってはなりません。

当社は、法令遵守、購入者保護、紛争解決、行政対応、精算確認その他合理的に必要な範囲で、乙に対し証跡、記録、説明または資料提出を求めることができます。

第14条（調査、掲載停止、精算留保および相殺調整）

当社は、乙の掲載内容、販売行為、予約対応、役務提供、完了報告、精算申請、購入者対応その他本サービスの利用について、法令違反、規約違反、不正取引、架空取引、購入者被害、信用毀損その他合理的疑いがある場合、調査を開始することができます。

当社は、調査に必要な範囲で、掲載停止、販売停止、予約受付停止、精算留保、関連資料の提出要請、購入者への確認、BPの反映停止その他必要な措置を講じることができます。

当社は、緊急性がある場合を除き、乙に対し原則として3営業日以上の弁明機会を付与するものとします。ただし、購入者保護、証拠保全、法令遵守、信用毀損防止その他緊急の必要がある場合は、事前の弁明機会を付与せずに必要な措置を講じることができます。

調査の結果、違反が認定された場合、当社は、契約解除、掲載停止、販売停止、精算金と損害の相殺、返金原資の確保、BPの取消・減額・無効処理その他合理的に必要な措置を講じることができます。

架空取引、循環取引、名義貸し、自己購入による不正なBP作出その他重大な違反が判明した場合、当社は、当該取引に関連して発生したBPその他当社サービス上の便益を遡及して無効または取消し、必要な調整を行うことができます。

第15条（事故、苦情、紛争対応および損害賠償）

乙は、役務提供に関する事故、苦情、問い合わせ、返金請求、行政相談、消費生活センター相談その他紛争について、販売責任者および役務提供主体として誠実に対応しなければなりません。

購入者対応窓口は原則として乙とします。ただし、当社は、当社サイトの運営管理、購入者保護、法令遵守、信用維持のため必要と判断した場合、購入者対応、事実確認、掲載停止、返金調整その他運営管理上必要な措置を行うことができます。

乙は、身体に接触する役務、健康・美容に係る役務、飲食を伴う役務、出張型役務その他事故発生リスクがある役務を提供する場合、賠償責任保険その他合理的な補償体制を整備するよう努めるものとします。当社が必要と判断した場合、乙は保険加入証明その他資料を提出しなければなりません。

乙の役務、表示、説明、予約対応、役務提供、個人情報管理、法令違反、権利侵害その他乙の責めに帰すべき事由により当社に損害が生じた場合、乙は当社に対し、通常かつ直接の損害、合理的な調査費用、合理的な弁護士費用その他必要費用を賠償するものとします。

当社は、故意または重過失による場合を除き、乙と購入者その他第三者との間の紛争について責任を負いません。ただし、本項は、消費者契約法その他強行法規により当社が負うべき責任を免除または制限するものではありません。

第16条（反社会的勢力の排除）

乙は、自己、役員、実質的支配者、従業員、委託先その他関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当しないこと、また将来にわたり該当しないことを表明し、保証します。

乙が前項に違反し、または違反する合理的疑いがある場合、当社は事前通知または催告なく、掲載停止、販売停止、契約解除、精算留保その他必要な措置を講じることができます。

前項に基づく措置により乙に損害が生じた場合であっても、当社は故意または重過失による場合を除き責任を負いません。

第17条（規約の変更）

当社は、法令改正、社会情勢、本サービス内容の変更、運営上の必要性、購入者保護、法令遵守その他合理的必要性がある場合、本規約を変更することができます。

当社は、本規約を変更する場合、変更内容、変更後の規約内容および効力発生日を、当社サイト上への掲載、メール、店舗管理システム上の通知その他適切な方法により周知します。

変更内容が乙の一般の利益に適合しない場合であって、民法上の定型約款変更に該当する場合、当社は効力発生日までに前項の周知を行うものとします。

本規約の解釈について疑義が生じた場合、当社および乙は、関連法令、概要書面、契約書面、基本規約、本規約の趣旨に従い、誠実に協議するものとします。

第18条（準拠法および合意管轄）

本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。

本規約または役務提供チケットの取扱いに関して当社と乙との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

購入者との関係において、消費者契約法、特定商取引法その他強行法規により別段の取扱いが必要となる場合は、当該法令が優先して適用されます。

付則

本規約は、2026年3月1日から施行します。

本規約 Ver.1.4.1 は、Ver.1.4の内容を前提に、第2条第6項、第8条、第9条、第10条、第11条および第14条について、精算割合や控除率に関する個別条件を想起させ得る表現を削除・中立化したものです。

本規約 Ver.1.4.2 は、Ver.1.4.1の内容を前提に、出店者を適格請求書発行事業者の登録事業者に限定する旨を第3条に明記し、役務提供チケットの有効期限および利用期限の起算日を「注文日」から「チケット送信日」に改め（第2条、第5条、第6条、第8条および別紙2）、第7条の同一購入者による購入制限を月間2枚から月間3枚に改めるとともに、第13条から役務提供完了報告の有無を精算の可否に直結させる表現を削除したものです。

本規約に定める出店料その他負担内容は、概要書面、契約書面および別紙料金表に定める内容を含め、本規約の一部を構成します。

別紙1：出店料金表

2026年3月5日改定（Ver.1.1） ※価格はすべて税込表示

出店料プラン（年次・12ヶ月分）	プレミアム会員	プレミアム以外の会員	非会員
スタンダード 10品目プラン	55,000円	取扱なし	取扱なし
スタンダード 30品目プラン	110,000円	取扱なし	取扱なし
スタンダード 50品目プラン	165,000円	取扱なし	取扱なし
商品数品目追加（+20品目）	+55,000円	-	-

- 適用対象：プレミアム会員以外は、本別紙に基づく出店の取扱いを行いません。
- 品目数の取扱い：役務提供チケットは、提供回数、利用単位、枚数、引渡方法等の違いのみを理由として別品目として算定しません。ただし、役務内容、提供主体、提供場所、価格体系、利用条件が実質的に異なる場合は、当社の判断により別品目として算定することがあります。
- 物品については、同形同デザインの場合、サイズ違い・色違いは原則として品目数に算入しません。ただし、内容、効能表示、成分、セット構成その他重要事項が異なる場合は別品目となる場合があります。
- 支払方法：銀行振込またはクレジットカード決済。
- 振込先口座：三井住友銀行 六本木支店 [619] 普通 7840111 / ネクスピュア株式会社

別紙2：役務提供チケット掲載時の必須表示テンプレート

役務提供チケットを掲載する場合、乙は、商品説明欄に以下の事項を購入者が注文前に確認できる形で表示してください。実際の役務内容に応じて、不要な項目は削除せず「該当なし」と記載することを推奨します。

- 役務名：
- 役務内容：
- 所要時間：

- 提供場所：
- 提供者・担当者：
- 予約方法：
- 利用手順：
- 有効期限：チケット送信日から1ヶ月
- キャンセル・返金：購入者都合によるキャンセル・返金は原則不可。ただし、出店者都合により利用できない場合は、期限延長、日程変更、返金等の対象となる場合があります。
- 追加料金の有無：
- 注意事項・利用制限：
- 安全上の注意：
- 飲食物・物品を含む場合の表示事項：名称、原材料名、アレルゲン、内容量、賞味期限または消費期限、保存方法、製造者または販売者等
- 宿泊を伴う場合：宿泊施設名、所在地、予約・日程調整の担当者、購入者が乙と直接調整すること、当社は宿泊施設の手配・媒介・代理・取次を行わないこと
- 身体接触・健康美容関連の場合：医療行為・治療行為ではない旨、資格・許認可・届出の有無、保険診療との関係（該当する場合）、禁忌事項、安全上の注意
- 導入区分：別紙3の該当区分（比較的導入しやすい／条件付き／慎重審査）

別紙3：役務提供チケット導入対象業種・取扱方針

1. 基本方針

役務提供チケットは、役務提供の実体が存在し、購入者による実際の利用が見込まれる実需性があり、かつBP取得が主目的と評価されない運用が確保される場合に限り、当社の審査を経て取り扱うことができます。

当社は、役務の種類ごとの適法性だけでなく、利用実績、利用率、失効率、予約成立率、完了報告率、履行確認体制、苦情発生状況および個別業法への適合状況を確認し、必要に応じて掲載停止、販売停止、販売上限数の変更または追加資料提出を求めることができます。

2. 比較的導入しやすい業種

以下の業種は、実需性が高く、役務提供の履行確認も比較的容易であるため、BP付与型の役務提供としても比較的説明しやすい業種として取り扱います。ただし、いずれも当社の個別審査および事前承認を要します。

- (1) 美容関連：美容室、ヘアカット、カラー、パーマ、ヘッドスパ、トリートメント、ヘアメイク、着付け
- (2) 飲食関連：コース料理、ランチセット、ディナーコース、アフタヌーンティー、食事付きイベント

(3) 宿泊関連：宿泊プラン、1泊朝食付きプラン、家族向け宿泊プラン。ただし、第12条の2に定める宿泊特則を満たし、当社が宿泊施設の手配、旅行契約または宿泊契約の締結、媒介、代理または取次を行う主体と誤認されない運用に限ります。

(4) 体験型サービス：料理体験、陶芸体験、農業体験、ワークショップ、各種体験教室

(5) 撮影サービス：プロフィール撮影、家族写真、七五三撮影、成人式撮影

3. 条件付きで導入可能と考えられる業種

以下の業種は、役務提供の実体および履行確認が可能であることを前提に導入を検討できますが、表示内容および運用方法について追加的な管理を要します。

整体、リラクゼーション、単発エステ、パーソナルトレーニング、ヨガレッスン

上記業種については、単発提供に限り、回数券方式を採用しないこと、継続契約としないこと、医療行為または治療行為と誤認させる表示を行わないこと、資格・許認可・届出・安全管理・広告表示に関する根拠資料を保持することを条件とします。

4. 慎重な検討を要する業種

鍼灸院および柔道整復業（整骨院）については、国家資格制度および保険診療制度との関係から、他業種に比べ慎重な検討を要します。直ちに導入不可能とするものではありませんが、当社の個別審査および必要資料の確認を経た場合に限り取り扱います。

上記業種については、単発の自費施術に限定すること、出店者自身が役務提供主体となること、役務提供の実施確認を行うこと、保険診療または療養費支給申請との混同を生じさせないこと、患者紹介または送客による利益供与と評価される運用を行わないこと、およびBP取得が主目的と評価されないことを条件とします。

5. 当面对象外とする業種・サービス

現時点では、以下の業種またはサービスは役務提供チケットとして取り扱わないものとします。

(1) 医療行為、診療、治療、検査、処方その他医療提供主体が提供する役務

(2) 自由診療紹介、医療脱毛、アートメイク、美容医療

(3) 長期継続契約型サービス、回数券型サービス、通い放題サービス

(4) 特定商取引法上の特定継続的役務提供に該当し、または該当する可能性のあるサービス

(5) 法令上の許認可、資格、届出、広告規制、利用実態または履行確認体制に照らし、当社が取扱い不適切と判断するサービス

© 2026 NEXPURE Inc. All Rights Reserved.